

議 第 6 号

新たな外国人材の円滑な受入れに向けた  
万全の対応を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣 あ て  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

生産年齢人口の減少等による深刻な人手不足に対応するため、昨年、出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、本年4月から新たな在留資格が創設されることとなった。これを受け国は、新たな在留管理体制の構築、外国人材の適正・円滑な受入促進に向けた取組、生活者としての外国人に対する支援等からなる総合的対応策を取りまとめ、準備を進めている。

こうした中、地方からは、国による日本語教育の体制整備や、地方自治体が行う生活情報の多言語化等の事業に対する支援のほか、社会保障制度の運用に支障を来さないための対応等、新たな制度の導入により混乱が生じないよう、国の積極的な取組を求める意見が出されている。

また、新たな在留資格へ多くの人材の移行が見込まれる技能実習制度においては、外国人材を受け入れている企業が実習計画と異なる作業をさせたとして認定が取り消されるなど、労務管理に関する問題も発生していることから、企業に対しては、関係制度の周知や適正な監督等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、外国人材が労働力の一翼を担い地域の一員として活躍できる社会を実現するため、関係機関や企業との十分な連携を図り、受入環境の整備を着実に進めるとともに、地方自治体が行う多文化共生の事業等に対し必要な支援を行うほか、適正な労働環境を確保する取組を強化するなど、新たな外国人材の円滑な受入れに向けた対応に万全を期すことを強く要請する。